

令和 6 年度 政務活動費の報告

政務活動費は、地方自治法に基づき条例で定められており、調査研究その他の活動に資するための必要な経費の一部として、壬生町では会派または議員に対し、1人当たり月額1万円が交付されます。収支報告書には、すべての支出に対し領収書の添付を義務付けており、年度ごとに精算しています。支出額が交付額に満たない場合には、その残余額を返還しています。

会派または議員名	政務活動費 交付金	項 目					支出合計	返還金 (交付金残)
		調査研究費	研修費	資料作成費	資料購入費	事務費		
清友会 鈴木 理夫 大島 菊夫 田村 正敏 玉田 秀夫 坂田 昇一 赤羽根信行 遠藤 恭子 戸崎 泰秀 後藤 節子 榆井 将太 中川 和典 小川 律男 大山 博	156万円		163万113円				163万113円	0 円
田部 明男	12万円		8万5,820円		3万5,314円		12万1,134円	0 円
小牧 敦子	12万円		19万8,000円				19万8,000円	0 円
落合 誠記	12万円		12万4,290円				12万4,290円	0 円